特別清算協定認可

平成２７年（ヒ）第２６号
さいたま市中央区上落合２丁目３番２号
清算株式会社　株式会社ユウエフテック
代表清算人　斉藤千代司
１　決定年月日　平成27年11月30日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　通則
⑴　債権の合算
本協定による権利の変更、弁済額の算定にあたっては、債権の種類、発生日、発生原因等の如何にかかわらず、債権者ごとにすべての債権を合算して１つの債権とみなす。
⑵　弁済の場所
本協定における弁済は、協定債権者が別途指定する金融機関の口座に振り込む方法により実施する。なお、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
⑶　弁済における端数の切り捨て
弁済及び免除を受ける額の計算にあたっては、１円未満の端数は切り捨てる。
２　協定債権の取扱い
⑴　協定債権の免除
協定債権者の有する協定債権については、本協定の認可決定確定日に、全額の免除を受ける。
⑵　新たな財産が発見された場合の取扱い
協定債権の免除の後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合であって、当該財産が換価可能であり、かつ、換価により弁済原資が発生すると認められるときには、清算株式会社は、清算株式会社と協定債権者との協議の上、当該財産を換価し、換価代金から①一般の先取特権その他の一般の優先権がある債権、②特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び③特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額を、協定債権者に対して、各協定債権額の割合に応じて按分して弁済する。この場合、上記２⑴に基づく債務免除の効力は、当該弁済額の範囲で遡って失われるものとする。
以上
さいたま地方裁判所第３民事部

監督命令

平成２７年（再）第１０号
愛知県津島市東柳原町４丁目10番地
再生債務者　住田建設株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　名古屋市中区丸の内３丁目17番６号　ナカトウ丸の内ビル３階　織田幸二法律事務所　弁護士　織田　幸二
平成27年11月27日
名古屋地方裁判所民事第２部

再生手続開始

平成２７年（再）第６号
岐阜市六条片田１丁目３番１号
再生債務者　塩谷建設株式会社
１　決定年月日時　平成27年11月27日午後１時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年12月25日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成28年２月５日から平成28年２月19日まで
岐阜地方裁判所民事部

再生計画認可

平成２７年（再）第２号
岐阜県各務原市つつじが丘１丁目83番地
再生債務者　瀧本英一朗
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成27年11月26日　　岐阜地方裁判所民事部

再生手続終結

平成２５年（再）第３号
岐阜県多治見市宝町１丁目１番地
再生債務者　有限会社トレンドコア
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定の確定
平成27年11月27日　　岐阜地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２７年（再イ）第１８号
北海道小樽市望洋台３丁目４番７号
再生債務者　平野　勝利
１　決定年月日時　平成27年11月30日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年12月21日まで
４　一般異議申述期間　平成28年１月４日から平成28年１月13日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（再イ）第８号
栃木県芳賀郡益子町大字七井2250番地４
再生債務者　小池　芳行
１　決定年月日時　平成27年11月30日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年12月21日まで
４　一般異議申述期間　平成28年１月４日から平成28年１月12日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２７年（再イ）第５６号
千葉県佐倉市六崎1026番地13
再生債務者　太田和郁子
１　決定年月日時　平成27年11月30日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年12月21日まで
４　一般異議申述期間　平成28年１月４日から平成28年１月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（再イ）第６号
長野県北佐久郡御代田町大字塩野482番地107
再生債務者　水谷美惠子
１　決定年月日時　平成27年11月30日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年12月21日まで
４　一般異議申述期間　平成28年１月５日から平成28年１月18日まで
長野地方裁判所佐久支部再生係

平成２７年（再イ）第３２号
岐阜市吉津町２丁目40番地２
再生債務者　森　　泰輔
１　決定年月日時　平成27年11月30日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年12月21日まで
４　一般異議申述期間　平成28年１月４日から平成28年１月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（再イ）第１９号
兵庫県尼崎市南塚口町２丁目20番27号　ハイツアルペン塚口203
再生債務者　下浦　崇稔
１　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年12月21日まで
４　一般異議申述期間　平成27年12月28日から平成28年１月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

平成２７年（再イ）第７３号
兵庫県西宮市常磐町５番２号
再生債務者　森下　　大
１　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年12月21日まで
４　一般異議申述期間　平成27年12月28日から平成28年１月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

平成２７年（再イ）第２３４号
札幌市東区北48条東２丁目１番18号
再生債務者　斎藤　誠之
１　決定年月日時　平成27年12月１日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年12月22日まで
４　一般異議申述期間　平成28年１月５日から平成28年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（再イ）第２３５号
札幌市豊平区平岸２条３丁目１番９号
再生債務者　鹿野　貴子
１　決定年月日時　平成27年12月１日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年12月22日まで
４　一般異議申述期間　平成28年１月５日から平成28年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部